

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 8 月 6 日
【会社名】	日本通信株式会社
【英訳名】	Japan Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三田 聖二
【本店の所在の場所】	東京都品川区南大井六丁目25番 3 号
【電話番号】	03-5767-9100（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役C F O 福田 尚久
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区南大井六丁目25番 3 号
【電話番号】	03-5767-9100（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役C F O 福田 尚久
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号）

1【提出理由】

当社は、下記のとおり訴訟の提起を受けましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該訴訟の提起があった年月日

平成21年5月29日

(2) 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

名称：加賀ハイテック株式会社

所在地：東京都文京区本郷二丁目2番9号

代表者の氏名：代表取締役 高橋 信左

(3) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

① 当該訴訟の内容

当社は、加賀ハイテック株式会社との間で、平成20年7月31日に商品売買基本契約（代理店契約）を締結し、加賀ハイテック株式会社は当社商品を販売してまいりました。

加賀ハイテック株式会社は、当該訴訟において、当社から仕入れた商品のうち、現時点の在庫について当社がその全部を引き取るべきであると主張し、在庫にかかる売買契約の解除およびこれに伴う買受代金相当額の返還を請求しているものです。

一般的に、代理店販売における代理店は、メーカーから卸価格で商品を仕入れ、卸価格と販売価格との差額（代理店マージン）の一部を代理店としての営業費用に充当し、残額を自社の利益とするものです。メーカーによっては、代理店契約に返品を可能とする条件を付けているものもありますが、当社の代理店契約においては、返品を可能とする条件はありません。にもかかわらず、加賀ハイテック株式会社は、当該訴訟において、自社の営業努力で販売できない在庫についての返品を当社に要求しているものと理解しています。

当社としては、加賀ハイテック株式会社との商品売買契約において返品を可能とする条件はなく、加賀ハイテック株式会社の主張には理由はないものと考えており、争う方針です。

② 損害賠償請求金額

当該訴訟における損害賠償請求金額は、金3億6,319万3,740円およびこれに対する、平成21年3月5日から支払までの年6%の遅延損害金です。

以 上